

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例及び (仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例施行規則比較表

(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例		(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例 施行規則
(目的)		(趣旨)
第1条 この条例は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下「法」という。）第3条及び第5条に基づき多様な性を認め合う社会の実現に資するとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の実施により法律上の婚姻制度を利用するが容易でない者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に資することを目的とする。	第1条 この規則は、(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	
(定義)		(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 性的指向 法第2条第1項に規定する「性的指向」をいう。 (2) ジェンダー・アイデンティティ 法第2条第1項に規定する「ジェンダー・アイデンティティ」をいう。 (3) 性的マイノリティ ジェンダー・アイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいう。 (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。 (5) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）と家族として協力し合う関係をいう。 (6) 宣誓 パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップであることを、市長に対して誓うことをいう。	第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。	
(相談)		
第3条 市長は、性的マイノリティ、パートナーシップ又はファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合の相談を受けるため、窓口を置くものとする。 2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関と連携してこれに適切に対応するよう努めるものとする。		
(施策の実施)		
第4条 市は、花巻市男女共同参画推進条例（平成18年花巻市条例第13号）第		

8条に規定する基本計画に基づき、多様な性の理解の推進に係る施策を実施するものとし、市長は、当該施策の実施について、同条例第13条に規定する花巻市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

(市民及び事業者への情報発信)

第5条 市長は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への情報発信に努めるものとする。

(宣誓の方法等)

第6条 パートナーシップの宣誓は、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。

2 ファミリーシップの宣誓は、前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間において、宣誓をしようとする者の連名により、これを行う。

3 市長は、第1項又は前項の規定による宣誓があった場合は、宣誓をしたそれぞれの者に対して、受領証を交付するものとする。

(宣誓の方法)

第3条 条例第6条第1項により、パートナーシップの宣誓をしようとする者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号。以下「届書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) 宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合においては、少なくともいずれか一方の市の区域内への転入の予定を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の規定により、ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、届書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップの対象としようとする子又は親の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の親子関係にあることを証明する書類
- (2) ファミリーシップの対象としようとする子（宣誓をしようとする日において15歳以上の者に限る。）又は親の同意書（様式第2号）

- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を審査し、条例第7条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

4 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前で花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号。以下「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者が認めた者が、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって署名することができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日に、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

(宣誓の要件)

第7条 前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が市の区域内に住所を有し、又は宣誓をした日から3か月を経過する日までに市の区域内へ転入を予定していること。
- (3) 配偶者（法律上の婚姻関係にある者をいう。）がないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者以外に、パートナーシップ（前2号に該当する者を除く。）にある者がいないこと。
- (6) 共に宣誓をしようとする者が、近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組による場合を除く。）。
- (7) 過去に第12条第1項第1号又は第2号の規定による無効となつたことがないこと。

2 前条第2項の規定によるファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をしていること（パートナーシップの宣誓と同時にファミリーシップの宣誓をする場合を含む。）。
- (2) ファミリーシップの対象とする15歳以上である子及び親について、その者の同意を得ていること。

(通称の使用)

第8条 宣誓をしようとする者が、通称（戸籍上の氏名以外の呼称であつて、社会生活上日常的に使用しているものをいう。以下この条において同じ。）の使用を希望し、市長が必要と認めるときは、宣誓書において、戸籍上の氏名と併せて通称を使用することができる。

(通称の使用)

第4条 条例第8条の規定により、パートナーシップの宣誓において通称の使用を希望する者は、届書に、戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称を記載するとともに、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

(受領証等の交付等)

第5条 市長は、条例第6条第1項又は第2項に基づく宣誓をした者に対し、花

卷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号）及び花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号。以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓をした日（以下「宣誓日」という。）において、宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3月を経過する日までとする。
- 4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、転入予定受付票及び転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第7号。以下「転入完了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第6条 受領証等の交付を受けた宣誓者が、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、本人であることを明らかにするために、本人確認書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により、受領証等の再交付を受けた者のうち、再交付後に紛失した受領証等を発見した者は、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（解消届）

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消しようとする宣誓者の方又は双方は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓解消届（様式第9号。以下「解消届」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する解消届の届出がなされたときは、その届出により解消されたパートナーシップ又はファミリーシップについて第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、ファミリーシップの

（パートナーシップ及びファミリーシップの解消）

第9条 第6条第1項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）は、一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたときは、市長にパートナーシップの解消を届け出なければならない。

- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ファミリーシップの解消について、市長に届け出なければならない。
 - (1) 一方又は双方がパートナーシップを解消する旨の意思表示をしたと

き。

(2) 一方又は双方がファミリーシップの対象者とファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。

3 前2項の規定による届け出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。

(子又は親の氏名の削除)

第10条 ファミリーシップの対象者（15歳以上の子又は親に限る）は、宣誓書の記載事項から当該子又は親の氏名を削除する申立てをすることができる。

(受領証の返還)

第11条 受領証の交付を受けた宣誓者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証の返還について市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓者の双方が市の区域内に住所を有しなくなったとき（転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市の区域外へ住所を異動する場合を除く。）。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が婚姻の届出を提出したとき。

2 前項の規定による届け出をした者は、速やかに受領証を市長に返還しなければならない。

3 第1項第2号に該当する場合において、宣誓者が引き続き受領証の保持を希望するときは、市長は、前項により返還された受領証に死亡した翌日以降使用できない旨を明示した上で、当該受領証を交付することができる。

(宣誓書の無効等)

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者が提出した宣誓書を無効とする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき。
- (2) 受領証を不正に使用したとき。
- (3) 宣誓日に宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していない場合において、宣誓日から起算して3か月を経過する日までに、宣誓者のいずれも市の区域内に転入していないとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号に該当する者に受領証の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により受領証の返還を求められた宣誓者は、既に交付されている受領証を速やかに市長に返還しなければならない。

解消の場合には、解消した子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

3 市長は、条例第9条第3項に規定する場合において、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

(子又は親の氏名の削除)

第8条 条例第10条の規定により申立てをしようとするファミリーシップの対象者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第10号。以下「申立書」という。）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する申立書の届出がなされたときは、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、申立書を届け出た当該子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、条例第9条、第11条及び第12条の規定により受領証を返還しなければならないとされた場合には、受領証等に花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第11号。以下「返還届」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(宣誓書の記載事項変更)

第13条 宣誓者は、宣誓書の記載事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の届け出をしなければならない。

(1) 戸籍上の氏名を変更したとき。

(2) 住所を変更したとき。

(3) ファミリーシップの対象者が死亡したとき。

(宣誓書の記載事項変更)

第10条 宣誓者は、条例第13条に基づく変更の届け出を行う場合には、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第12号、以下「変更届」という。）に、必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。

3. 市長は、第1項に規定する変更届の届出がなされたときは、その届出により記載事項が変更となるパートナーシップ又はファミリーシップについて第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、記載事項を変更した受領証等を交付するものとする。

(紛失届)

第11条 条例第9条第3項、第11条第2項及び第12条第2項の場合において、宣誓者は、受領証を紛失し、返還することができないときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等紛失届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(番号の公表)

第14条 市長は、第9条、第11条及び第12条の規定により返還されるべき受領証が返還されるまでの期間において、当該受領証の交付番号をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(宣誓書の保存期間及び廃棄)

第12条 市長は、宣誓書を宣誓日から27年間保存するものとする。ただし、返還届が提出された場合は、宣誓書を廃棄することができる。

(受領証の交付証明)

第15条 市長は、受領証の交付を受けた者から、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、受領証交付済証明書を交付するものとする。

(受領証の交付証明)

第13条 市長は、条例第15条に基づき、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明願（様式第14号）により、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明書（様式第15号）を交付するものとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、受領証証明書等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(委任)	(委任)
第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。
附 則	附 則
(施行期日)	この規則は、公布の日から施行する。
1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。 (花巻市男女共同参画推進条例の一部改正)	
2 花巻市男女共同参画推進条例（平成18年花巻市条例第13号）の一部を次のように改正する。 第13条に次の1号を加える。 (3) （仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第 号）第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解に係る施策の実施に關すること。	